

令和7年度北海道公立大学法人札幌医科大学障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本学が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

本学が発注するすべての物品等の調達とする。

第3 対象施設等

本方針により、物品等を調達する対象施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

1 障害者就労施設

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- （4）小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- （5）特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所）
- （6）重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所）

2 在宅就業障害者

3 在宅就業支援団体

第4 調達目標

令和7年度調達目標額6万円以上とする。

第5 調達推進方法

1 調達に際しての配慮等

調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するとともに、納期、発注量等の適切な設定に努める。

2 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成19年4月1日規程第46号。以下「契約事務取扱規則」という。）第28条第1項に基づく随意契約の活用を図る。特に、契約事務取扱規則第30条第2項第4号により見積書の徴取を省略する場合には、障害者就労施設等からの調達を積極的に検討する。

第6 調達実績の公表

毎年度終了後、実績の概要を公表する。